

PRTR 届出予定の事業者の皆様へ

届出の排出量算出にあたって、ご確認頂きたい15のポイント

- 1) 政令改正後の物質の届出は、今年度（令和6年度）からです。
- 2) 前年度に比べて排出・移動量が不自然に変わっていませんか。（例：15倍以上など）  
\* 取扱量を排出・移動量としていないか、単位を間違えていないか等、再度確認をお願いします。
- 3) 昨年度と同じ業種を選択していますか。  
\* 事業に変更が無ければ昨年度と同じ業種を選択してください。
- 4) 原料に1%（特定第一種指定化学物質0.1%）以上含有される物質を網羅していますか。  
\* よくある間違い：工業用キシレン中のエチルベンゼンなどの記載忘れ。
- 5) 届出の物質に間違いはありませんか（=反応による物質変化を考慮していますか）。  
\* 特にメッキ工程で、六価クロム化合物がクロム及び三価クロム化合物に変化している場合  
([PRTR 排出量等算出マニュアル](#)「第Ⅲ部」ご参照) や、ニッケルとニッケル化合物等
- 6) 金属化合物の場合、金属化合物の量をそのまま届けていませんか。  
\* 金属化合物や無機シアン化合物は金属元素換算で算出してください。（例：亜鉛化合物は亜鉛換算する、など。PRTR 排出量等算出マニュアル「第Ⅲ部」4-2-5 対象物質一覧表を参照）
- 7) 大気への排出が考えにくい物質の主な届出区分が、大気になっていませんか。  
\* 特殊な環境（例：高温や高圧での環境下）での使用の場合を除き、大気への排出が考えにくい物質（例：沸点の高い有機化合物、金属及び金属化合物等、通常は気化しないと考えられる物質）の排出先が大気となっていないか、確認してください。
- 8) 作業工程や外気温の変動等により大気排出量に変化する場合、適切な算出方法で計算していますか。  
\* 貯蔵タンクの場合、受入／払出作業や外気温度の変化で、大気排出量は大きく変化します。貯蔵タンクからの大気排出量の算出は、PRTR 排出量等算出マニュアル p.III-6～26 を参考にしてください。  
\* ガソリンや灯油などの地下タンクについては、石油連盟のマニュアルを参考にしてください。  
([石油連盟 HP](#))  
\* タンクが一般の固定屋根式や浮き屋根式の場合は、米国環境保護庁（US EPA）が排出量推計に使用する各種排出源の排出係数をまとめた「[AP-42](#)」も参考にしてください。
- 9) 排ガスや排水を処理装置で処理した場合、その除去率を考慮していますか。あるいは除去装置出口での分析結果を基に排出・移動量を算出していますか。

\* 処理に応じた計算をして届出を行ってください。(以下を参考にしてください)

燃焼工程：ガス状有機化合物の除去率 (PRTR 排出量等算出マニュアル p.III535)

反応・混合等工程：活性汚泥処理による除去率 (PRTR 排出量等算出マニュアル p.III27～51)

印刷工程：活性炭吸着処理による除去率 (PRTR 排出量等算出マニュアル p.III77～87)

めっき工程：中和沈殿処理による除去率 (PRTR 排出量等算出マニュアル p.III98～108)

排出量の算出：活性炭吸着処理や活性汚泥処理の除去率 (PRTR 排出量等算出マニュアル p.II66～69、71～72、76)

(参考値)：代表的な排ガス及び排水処理装置の除去率と分解率 (PRTR 排出量等算出マニュアル p.III535～536)

1 0) 反応性の高い物質が、そのまま排出または移動されるという前提で排出・移動量を算出していませんか。

\* 反応性の高い物質としては、例えば、プラスチック製品等で利用されるアクリル系・スチレンモノマー、イソシアネート (ウレタン樹脂)、ペルオキシ化合物、臭素等があげられます。

1 1) 水に溶けない物質がそのまま水域に排出されるという前提で、水域への排出を算出されていませんか。

\* 製品へ移行されたり、廃棄物として移動されたりしていませんか。物質の溶解度と総排水量から水域への排出量の実態をチェックしてください。

1 2) 他の物質に変化した分や除去された分を、排出量や移動量から差し引いていますか。

\* 変化前は届出対象物質であっても、届出対象物質以外の物質に変化した場合は、届け出る必要はございません。(例：重合反応によりポリマーに変化したモノマーや、汚泥に含まれて廃棄される水溶性化合物については、変化又は分解除去された量を排出・移動量から差し引くことになります。)

1 3) 廃棄物の種類が廃酸/廃アルカリの場合、塩となった塩基性物質/酸性物質は事業所外への移動量から差し引いていますか。同様に加水分解された酸無水物は移動量から差し引いていますか。

\* 例えば、廃棄のため加水分解処理されたトリエチルアミンは移動量から差し引いてください。

1 4) 有価で払い出したものは、事業所の外への移動量から差し引いていますか。

\* 例えば、金属のくずをリサイクル業者に売却する場合は、その分は移動量から差し引いてください。(PRTR 排出量等算出マニュアル p.III-174 の Q79～81 や METI や NITE 等の Q&A ご参照)

1 5) <特別要件施設>

化管法で届出が必要な物質/区分を漏れなく届出していますか。逆に、化管法で必要とされていない物質/区分を届出していませんか。

\* 下水道終末処理施設や廃棄物処理施設からの水銀及びその化合物の大気排出量も届出の対象です。(NITE から公開している改正後化管法の説明動画もご参照ください。)

<問合せ先>

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター リスク管理課  
お問合せフォーム：<https://www.nite.go.jp/cgi-bin/contact/?cid=00000160&lang=0>  
PRTR サポートセンター（物質や算出方法等について）  
E-mail：[support\\_prtr@nite.go.jp](mailto:support_prtr@nite.go.jp) TEL:03-5465-1681